

## 中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例と要綱の主な変更点

### 1. 「長期不在者への説明」を追加しました。

第8条第4項に追加。

4 中高層建築物等の建築主は、近隣住民の長期不在その他の当該建築主の責めに帰すことができない理由により、事前説明をすることができないときは、規則で定めるところにより近隣住民に対する周知をしなければならない。

### 2. 「調整の申し出」を追加しました。

第10条に追加。

第10条 紛争当事者は、紛争が生じた場合において、第6条の規定に基づく自主的な解決の努力を尽くしてもなお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整（以下「調整」という。）を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による調整の申し出は、当該紛争に係る中高層建築物等の工事の着手前に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による調整の申し出があったときは、紛争当事者間に合意が成立するよう調整を行うものとする。

4 市長は、紛争の調整のため必要があると認めるときは、関係者に対し、その意見又は説明を聴くための調整の場への出席及び必要な資料の提出を求めることができる。

（調整の打切り）

第11条 市長は、調整に係る紛争について、紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調整を打切ることができる。

（調整の非公開）

第12条 調整の手続きは、公開しない。

### 3. 指導及び勧告指導に従わない場合の措置として、「公表」を追加しました。

第14条に追加。

第14条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた中高層建築物等の建築主が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。